

大 泉 町
人権教育・啓発に関する基本計画

平成 27 年 3 月
大 泉 町

はじめに



すべての人が生まれながらにもつ、人が人らしく生きる権利、いのちと自由を確保し、それぞれの幸せを追求する権利、それが「人権」です。大泉町は、人権尊重のまちづくりのため、「人権尊重と福祉の町宣言」をし、以来 20 年、地域に根ざした取組を推進しています。

しかし、今なおさまざまな人権問題が、存在しており、新たな人権問題も生じています。それは、私たちの身近な問題であるとともに、世界中の人々が取り組まなければならない大変重要な課題でもあります。大泉町でも町民一人ひとりが人権について関心を持ち、正しい理解と行動を身につけ、互いの人権を尊重しあうまちづくりを、より強く推進することが求められています。

このようなことを踏まえ、大泉町の人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための指針として「大泉町人権教育・啓発に関する基本計画」を策定いたしました。今後、この計画に基づき、真に自由にして平等な明るいまちづくりの実現に向け、町民の皆様とともに、あらゆる場を通じて人権教育・啓発に取り組んでまいります。町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました「大泉町人権対策審議会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました多くの町民の皆様、関係団体並びに関係機関の皆様に心より御礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

大泉町長

村山 俊明

目次

第1章 基本的考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 人権をめぐる世界と国・県の動き	2
3 町の施策の中の位置づけ	3
4 計画の目標	3
5 計画の期間	3
第2章 町民意識調査に見る現状と課題	4
1 町民意識調査の概要	4
2 町民意識調査から示される課題	5
第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	8
1 家庭	8
2 学校・子育て支援機関	8
3 地域社会	8
4 企業・団体等	9
第4章 さまざまな人権課題における人権教育・啓発の推進	10
1 女性の人権	10
2 子どもの人権	12
3 高齢者の人権	14
4 障害のある人の人権	16
5 外国人住民の人権	18
6 同和問題	20
7 インターネットによる人権侵害	22
8 HIV感染者・ハンセン病患者等の人権	24
9 その他さまざまな人権	26

第5章	人権にかかわりの深い職業に従事する人たちに対する計画の推進	29
1	町職員	29
2	学校教育・子育て支援・社会教育関係者	29
3	医療・保健福祉関係者	29
4	メディア関係者	30
5	その他	30
第6章	計画の推進体制	31
1	推進体制	31
2	関係機関等との連携体制	31
3	相談体制	31
第7章	資料	32
1	世界人権宣言	32
2	日本国憲法（抜粋）	36
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	39
4	人権尊重と福祉の町宣言	41
5	大泉町人権対策審議会設置条例	42
6	大泉町人権対策審議会委員名簿	43
7	大泉町人権教育・啓発推進会議設置要綱	44

第1章 基本的考え方

1 策定の趣旨

人は、みな個人として尊重されなければならない。
幸福追求の権利は、何人に対しても自由にして平等に与えられた基本的人権である。

これは、大泉町が平成6年（1994年）に制定した「人権尊重と福祉の町宣言」の冒頭の一文です。相互の理解と協力によりすべての人の人権が尊重され、人間らしく健康で文化的な生きがいのある生活ができるよう、真に自由にして平等な明るいまちづくりを進めることを宣言しており、町民総参加による、ともに支えあう福祉のまちづくりを大泉町の目指す方向として示しています。

また、「大泉町総合計画」でも、人権教育と啓発を重要な施策の一つに位置づけ、町民一人ひとりが互いに認め合い、尊重しあいながら安心して暮らすことができる、基本的人権が守られた平等で明るいまちづくりを推進しています。

しかし、今なお人権が侵害されるさまざまな問題が存在しています。また、社会経済情勢や時代の変化の中で新たな人権問題も生じています。

人権問題は、差別や偏見など人権を侵害する考えや行動によって生じるものであり、誤った認識や無知、無関心がその根底にあります。このことを踏まえ、子どもから大人まで町民一人ひとりが、どのような人権課題に対しても、正しい認識と知識、互いを思いやる心と誤りを正す勇気をもって向かいあえるよう、人権教育と啓発の計画的な取組が求められます。

「大泉町人権教育・啓発に関する基本計画」（以下 本計画）は、あらゆる差別や偏見のない人権尊重のまちづくりを推進するために、町民一人ひとりが人権についての正しい理解と行動をするための基盤となる、人権教育と啓発の指針として策定するものです。

2 人権をめぐる世界と国・県の動き

世界中に大きな惨禍をもたらした二度の世界大戦の反省から、人権に関する国際協力の達成を目的の一つとする新たな国際機構「国際連合」(国連)が昭和20年(1945年)に発足しました。そして昭和23年(1948年)の国連総会において「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、世界における自由・正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するために「すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準」として、その後の世界の人権の取組の基礎となっています。人権教育については、平成6年(1994年)の国連総会において、平成7年(1995年)からの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議とその行動計画が採択されました。行動計画では、あらゆる学習の場における人権教育の推進、マスメディアの活用、世界人権宣言の普及など5つの主要目標が掲げられ、各国には国内行動計画を定めることが求められました。さらにその後、平成16年(2004年)に「人権教育のための世界計画」が採択され、人権教育の世界的な取組の継続とさらなる発展が進められています。

日本では、基本的人権の尊重を三大原則の一つとする日本国憲法が昭和22年(1947年)に施行され、国内における人権尊重の社会形成に向けたさまざまな取組が始められました。また、「国際人権規約」をはじめとする人権条約の批准や「人権教育のための国連10年」の国連決議を受けた国内行動計画の策定など、国際社会の一員としての取組が進められています。人権教育と啓発については、その推進についての国と地方公共団体の責務、国民の責務、人権教育・啓発に関する施策を計画的に推進することなどを示した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が平成12年(2000年)に制定されました。この法律では、人権教育は「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、人権啓発は「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」と定義されています。この法律を受けて、平成14年(2002年)には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

群馬県では、平成12年(2000年)に「人権教育のための国連10年群馬県行動計画」が策定され、平成17年(2005年)に県としての総合的な取組推進のための「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」が策定されました。また、人権教育を推進する指針として、平成14年(2002年)に「群馬県人権教育の基本方針」が決定され、平成19年(2007年)には学校教育及び社会教育・家庭教育における具体的取組の方向性を示した「群馬県人権教育充実指針」が策定されました。

本計画は、このような国際的な条約や宣言、国や県の計画及び方針・指針などを踏まえて策定するものです。

3 町の施策の中の位置づけ

本計画は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条（地方公共団体の責務）に基づき策定するもので、大泉町の施策運営の基本となる「大泉町総合計画」の部門別計画に位置づけられています。また、大泉町「人権尊重と福祉の町宣言」の理念を取組の基礎とし、大泉町が取り組む人権教育・啓発の推進及び町の行政全般における人権尊重の基本方針を明らかにするとともに、今後の人権施策の方向性を示すものです。

4 計画の目標

子どもから大人まで、世代を通じた人権教育と啓発に計画的に取り組み、すべての町民が人権についての正しい理解と行動を身につけられるようにすることを、本計画の目標とします。

そのために本計画では、さまざまな人権問題の現状や課題を明らかにし、その教育と啓発についての施策の方向性を示します。

5 計画の期間

本計画は平成27年（2015年）度を初年度とします。計画の期間は定めず、本計画の実施状況や社会経済情勢の変化、新たな人権課題、国や県の動向などに応じ計画見直しを行い、弾力的な推進を図ります。

第2章 町民意識調査に見る現状と課題

1 町民意識調査の概要

本計画策定に先立ち、基礎資料を得ることを目的として、人権に関する町民意識調査を実施しました。

調査名	人権に関する町民意識調査
対象	平成26年1月27日現在、町内に在住している20歳以上の男女1,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
発送・回収方法	郵送による調査票の発送・回収
実施日程	平成26年（2014年）2月10日～2月28日
回収数	333件（回収率33.3%）

2 町民意識調査から示される課題

▶ 人権を身近な課題として考える

現在の大泉町について「人権が尊重される社会」になっていると「思う」（「そう思う」と「ややそう思う」の合計値）が半数を占めているものの、「どちらともいえない」や「わからない」といった、判断ができなかったことをうかがわせる回答も4割となっています。このことから「人権が尊重される社会」とは何か、そうなっているか否かの判断ができるだけの十分な情報を持っていない人、「人権」ということを日常生活の中であまり意識していないという人が少なくないことがうかがえます。

人権や差別問題への関心についても「関心がある」（「かなり関心がある」と「少し関心がある」の合計値）が6割以上を占めていますが、「あまり関心がない」「まったく関心がない」は合せて3割以上、これに「わからない」を合わせると約4割となっており、「人権が尊重される社会」をイメージしにくく、実感しにくいことと関係していることが考えられます。

人権問題はさまざまな場面や機会で起きており、無関心や自分の人権が侵害されなければよいという考えでは、人権が尊重された地域社会をつくることはできません。人権問題を自らの身近な問題として受け止め、正しい理解と行動に向けてそれぞれが取り組むよう促すことが課題です。

▶ 学校教育と社会教育が必要であるという共通認識を生かす

人権問題に関心を持っている人が関心を持つために役立ったこととして、学校教育、公的な紙媒体の情報、新聞等のマスメディア、さまざまな人との交流があげられています。さらに詳しく見ると、特に40歳代までの世代では、若い年代ほど学校教育の影響力が強いことがうかがえます。50歳代以上でも学校教育は2割以上が役立ったと思われることから、特に若年層への学校教育における人権教育の重要性がうかがえます。

大泉町として、人権についての理解を深めるために一層力を入れる必要がある取組についても「学校や地域における人権教育の充実」が属性にかかわらず特に重視されており、学校教育、社会教育が重要であるという認識は、多くの町民が共有していると考えられます。

子どもたちへの学校教育だけでなく、子どもから大人まですべてを対象とする社会

教育において人権教育を推進することが重要であるという、町民が共有する認識を最大限に生かした人権教育・啓発を、より計画的に進めることが課題です。



より多くの人権問題に関心を持ち、理解を深める

関心を持っている人権課題については、「高齢者」「障害のある人」「子ども」が全体的には高いものの、さらに詳しく見ると、属性による差が見られ、男性よりも女性の関心が高い項目が多くなっています。年代別では「子ども」「高齢者」「インターネットによる人権侵害」などで差が見られ、それぞれの生活に身近な人権課題への関心が高いことが考えられます。また、いずれかの人権課題の関心が特に高いというような顕著な傾向は見られず、非常に関心が低い人権課題も少なからず見られます。

自分の生活に身近な人権問題に関心を持つことは、さまざまな人権問題に関心を持ち、理解するきっかけとなると考えられます。関心を持つという段階を、より深く理解し、行動する段階へとつなげ、それをさらに多くの人権課題への取組に広げられるよう体系的に促すことが課題です。



それぞれの人権課題に固有の問題への対応・共通する問題への取組

それぞれの人権課題について、人権が尊重されていないと感じること、人権が守られるために必要なことを見ると、複数の人権課題に当てはまるキーワードがうかがえます。それは、女性や子どもでは「家族や家庭」、女性、高齢者、障害のある人では経済的自立を含む「職場や就労」、H I V感染者やハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、インターネットによる人権侵害では「プライバシー」に関することなどです。

それぞれの人権課題に応じた個別の取組と、多くの人権課題に当てはまる取組を整理し、さまざまな支援体制と交流の機会、相談体制を充実させること、誰もが利用しやすい社会基盤や情報基盤の整備を行うこと、正しい理解を促すための教育・啓発を進めることが課題です。



それぞれの場面や機会に固有の問題への対応・共通する問題への取組

自分の人権が侵害されたと思ったことが「ある」が約2割となっています。その場面は「職場」「学校」「地域社会や公共の場」、内容は「あらぬうわさ、悪口」「仲間はずれ、いじめ、嫌がらせ」が多く、場面と内容の組み合わせにある程度の傾向がうかがえます。また、人権が侵害されたと思ったときの対応については、「黙って我慢した」が約5割で最も高く、さらに詳しく見ると、女性より男性が身近な人に相談しにくい傾向が見られます。

それぞれの場面や機会と内容の組み合わせに対応した人権教育・啓発を計画的に進めるとともに相談体制づくりが課題です。

第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1 家庭

家庭は、社会における最も基礎的な生活単位であり、人権教育の基礎を育む場として、教育の原点といえる家庭教育の充実を図ることが重要です。

子どもたちの人権感覚を育む基礎的な役割を担う家庭の役割を重視し、家族一人ひとりが人権について正しく理解し、互いに尊重しあい、良好な信頼関係の中で子どもたちの思いやりの心を育めるよう、家庭の教育力向上を促します。

2 学校・子育て支援機関

学校や子育て支援機関は、子どもたちそれぞれの発達や成長の段階に応じた体系的な人権教育によって、互いを思いやり、人権についての正しい理解と行動を身につけた子どもたちを育てるとともに、子ども同士によるいじめや暴力、教職員や保育士をはじめとする学校教育や子育て支援関係者による体罰、家族による虐待や育児放棄など、子どもの人権侵害の防止や早期解決に努める必要があります。

そのために、教職員や子育て支援関係者が人権についての認識を深め、子どもたちの状況に応じた質の高い教育や指導ができるよう、資質と指導能力の向上に努めます。

3 地域社会

地域社会の構成員として一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、すべての人の人権が真に尊重される社会の実現が求められます。

そのために、子どもから高齢者に至るまで、町民一人ひとりが人権について正しく理解し、行動できるよう、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会や情報の提供に努めます。

また、関係機関・団体等と連携しながら、異なる世代・価値観を持つ町民が、さまざまな人権課題について学習し、交流できる機会を提供するとともに、地域社会で人権教育・啓発を推進していく指導者の養成及びその資質の向上のための研修機会の充実に努めます。

4 企業・団体等

企業や団体等は、地域社会を構成する一員としての自覚を持ち、活動のあらゆる面で人権に配慮する社会的責任を負っています。また、地域経済の発展や雇用の創出だけでなく、人権についての高い認識を持ち、地域の中での先導者としての役割を担うことが期待されています。

性別、年齢、国籍などの違いや障害の有無などによる、雇用の場での採用時や賃金・昇進などの格差、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント¹などの人権侵害の防止と解消、仕事と家庭が両立できる環境づくりなどのために、企業・団体等と連携を図りながら、指導と啓発に努めるとともに、人権教育・啓発に積極的に取り組む企業・団体等を支援します。

家庭、学校・子育て支援機関、地域社会、企業・団体等、そして行政は、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現に向け、人権課題に対しての共通認識を持ち、連携や協調を図っていくことが重要となります。

そのために、共通認識を持つための研修機会の充実や、連携体制の推進に努めます。

¹ パワー・ハラスメント：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり職場環境を悪化させる行為。

第4章 さまざまな人権課題における人権教育・啓発の推進

1 女性の人権

▶ 現状

男女共同参画の社会づくりが進められ、女性の活躍やその必要性が言われている一方で、「男は仕事、女は家庭」というような男女の役割を固定的に捉える考え方や、「男性優遇」の意識などが依然根強く残っており、家庭、職場、地域などにおける男女不平等の原因となっています。また、夫や恋人、元夫などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）²）、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントでは女性が被害者となることが多く、女性の人権が著しく侵害される深刻な問題が発生しています。

国は、昭和 60 年（1985 年）に「女性差別撤廃条約」を批准し、国際社会の一員として女性の差別撤廃に取り組んでいます。平成 11 年（1999 年）には、男女の人権がともに尊重される社会の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」を制定し、国や地方自治体、国民それぞれが果たすべき役割を定めています。さらに、女性に対する暴力（身体的・精神的・経済的等）などの急増に対応するため、平成 12 年（2000 年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、平成 13 年（2001 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」を制定するなど、女性の人権を守るための取組が進められています。

本町では、「誰もが、互いにその人権を尊重しあいながら、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できること」を基本理念とする「大泉町男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画のまちづくりに取り組んでいます。

町民意識調査によると、女性の人権が尊重されていないと感じることについて、「職場における昇給や昇進などの待遇の違い」「家事・育児や介護などを男女が共同で行っていない」の 2 項目が 4 割以上（それぞれ 43%、41%）と高くなっています。また、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担について、男性は「同感しない」（45%）が最も高いのに対して、女性は「どちらともいえない」（49%）が最も高く、男性の約 2 割（17%）、女性の約 1 割（9%）は「同感する」としています。

² ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者やパートナーなど親しい関係にある、またはあった人からふるわれる暴力。身体的なものだけでなく、怒鳴る、無視する、生活費をわたさないなどの精神的・経済的な暴力や、望まない性行為を強要するなどの性的な暴力を含む。

女性の人権が守られるために必要だと思うことについては、男女ともに「結婚、出産、育児、介護にかかわらず、女性が仕事を続けられるような環境をつくる」が7割以上（男性71%、女性78%）で突出して高くなっています。



課題

性別にかかわらず、社会のあらゆる場面や機会において男女が対等な立場でそれぞれの能力を発揮し、支えあうことは、これからの地域社会に欠かすことのできない重要な課題であり、より強く取り組むことが求められています。しかし、性別による固定的な役割分担意識について容認する考え方は依然根強く残り、さらに、固定的な役割分担についてどう考えるべきか判断に迷う人も少なくないことがうかがえます。このような考え方や迷いが、家庭、職場、地域など、さまざまな場面や機会における男女の不平等につながることを強く認識し、性別がさまざまな活動の阻害要因にならない社会をつくることが重要です。また、性別にかかわらず、「仕事」と、家事、育児、介護、趣味や学習、地域活動など「仕事以外の生活」の両方を充実させた多様な働き方や生き方が実現できるよう、家庭、事業者、地域のそれぞれによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を促すことが必要です。

ドメスティック・バイオレンスや性犯罪などの女性に対するすべての暴力行為やセクシュアル・ハラスメントなどの防止に努めるとともに、被害に遭った場合の早期発見、迅速な対応や再発防止、被害者やその家族などへの支援のための体制づくりが課題です。



施策の方向性

「大泉町男女共同参画推進計画」に基づく施策を推進します。

男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を目指します。

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど、女性の人権を侵害するあらゆる行為を許さない環境づくりを推進します。

2 子どもの人権



現状

近年、出生率の低下、核家族化の進行、生活様式の多様化などにより、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、子ども同士によるいじめや暴力、教職員、指導者や親による体罰、家族による虐待や育児放棄など、子どもたちの人権が侵害される問題は深刻化しています。また、子どもたちが性犯罪や性的搾取などの被害に遭う事件も後を絶ちません。

さらに、インターネットや携帯電話の普及により、このような人権侵害の影響が従来とは比較できない速さで、広範囲に及ぶようになってきていることも注視しなければならず、社会全体でどのように子どもたちを守るかが問われています。

国は、子どもの権利を保障する基本的な法整備を進め、平成6年（1994年）に子どもの基本的人権を国際的に保障する「児童の権利に関する条約」を批准しました。近年では子どもたちのいじめの防止や早期発見を図るため、平成25年（2013年）に「いじめ防止対策推進法」を施行し、国や地方自治体、学校や教職員、保護者それぞれの責務を明示しています。

本町では、「人権尊重と福祉の町宣言」の5つの指針の一つに、「子供たちを愛し、心身ともに健やかに育てよう。」を掲げています。また、「大泉町次世代育成支援行動計画」により、地域全体で子どもを育て社会づくりを推進し、さらに、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、「大泉町子ども・子育て支援事業計画」、「大泉町いじめ防止基本方針」に基づき、計画的に事業を実施していきます。

町民意識調査によると、子どもの人権が尊重されていないと感じることについて、「保護者による子どもへの暴力や、育児の放棄などの児童虐待」が約7割（69%）で最も高く、次いで「子どもによる暴力や仲間はずれ、無視などのいじめ」が約6割（58%）、「大人が子どもの意見を聞かず、自分の意見を子どもに強制すること」が約5割（47%）となっています。

また、近所の子どもが虐待されていることを知った場合の対応について、「学校、警察や民生・児童委員などに通報する」が7割と突出して高くなっていますが、約2割（22%）は「何か行動を起こしたいが、どうしたらよいかわからない」としています。

子どもの人権が守られるために必要だと思うことについては、「子どもが周囲から孤立しないような環境をつくる」「家庭、学校、地域の連携を強め、社会全体で子どもを育てる」「学校において、いじめ防止の取組を強化する」の3項目がいずれも約5割と高くなっています。



課題

いじめや仲間はずれ、暴力など、子ども同士での人権侵害と、虐待や育児放棄、考え方の押しつけなど、大人による子どもの人権侵害との2つの視点で取り組む必要があります。

子ども同士の人権侵害を防ぐためには、子どもたちが互いを思いやり、互いの人権を尊重する心を育むことのできる環境を作ることが必要です。大人による子どもの人権侵害を防ぐためには、大人が子どもの人権を正しく理解できるような学習機会と情報提供を充実させることが必要です。

子どもや家族が発するサインを見逃さず、人権侵害を未然に防げるよう早い段階で適切な対応をすること、発生してしまった場合は、被害者を迅速に保護し、心身のケアを十分に行うとともに、再発防止を図ることが重要です。



施策の方向性

「大泉町子ども・子育て支援事業計画」、「大泉町いじめ防止基本方針」に基づく施策を推進します。

学校と家庭、地域、関係機関・団体が連携して、子ども同士のいじめや暴力、大人による虐待などを未然に防止するための取組を強化するとともに、被害に遭った子どものこころとからだのケアを図るための体制づくりを推進します。特に大人による虐待などの深刻な事態に対して、社会全体で早期発見や被害者の保護に取り組めるよう、通報体制の充実と周知に努めます。

家庭の子育て力向上や、子どもや子育て家庭を社会全体で支援するシステムの構築を図るとともに、子どもや子育て家庭のための相談体制をより充実させます。

人権についての正しい理解を身につけ、勇気を持って自ら行動できる子どもたちを育てるとともに、それを支え、見守ることができる能力を大人たちが身につけられるよう、学校教育と社会教育において、子ども、大人の両方への人権教育を計画的に推進します。

より質の高い人権教育・啓発を推進するために、教職員や保育士、子育て支援機関・団体職員、社会教育関係者など、人権教育・啓発にかかわる人の資質向上と人材育成に努めます。

3 高齢者の人権



現状

急速に進む高齢化により、高齢者やその家族を取り巻く環境は大きく変化しています。また、高齢者自身の健康の状況などによるさまざまな暮らし方を尊重し、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる社会づくりが求められています。

国は、高齢社会への対策を総合的に推進するため、平成7年（1995年）に「高齢社会対策基本法」を施行しました。また、増大する高齢者の介護ニーズを社会全体で支えあうしくみとして、平成12年（2000年）に介護保険制度を導入しました。その後、介護保険制度の普及・活用が進む一方で、高齢者に対する身体的・精神的虐待等が社会問題化する中、平成18年（2006年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」を施行しました。平成24年（2012年）には「老人福祉法」を改正し、市町村に市民後見人³の養成努力義務が課されるようになりました。また、災害対策のための「災害対策基本法」を平成25年（2013年）に改正し、避難時に特に配慮を要する高齢者等の円滑な避難の確保について定めています。

平成22年（2010年）の国勢調査によると、本町の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は16.9%で、県内では2番目に低いものの、高くなる傾向にあります。また、本町の高齢者がいる世帯の数は総世帯数の27.5%を占めており、これも増加する傾向にあります。

本町では、「人権尊重と福祉の町宣言」の5つの指針の一つに、「高齢者をうやまい、健康で生きがいのある生活に手をかそう。」を掲げています。また、「安心して生活できるやさしいまちづくり」「自分らしく健康でいきいき暮らせるまちづくり」「支えあいふれあいのあるまちづくり」「心豊かで生きがいのある充実したまちづくり」の4つを基本理念とする「大泉町高齢者保健福祉計画」を策定し、住み慣れた地域で支えあいながら心身ともに健康で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現を目指しています。

町民意識調査によると、高齢者の人権が尊重されていないと感じることについて、「判断能力が十分でない高齢者をねらった詐欺などの犯罪が多い」「病気などになったとき、十分な介護や看護が受けられない」の2項目が4割以上（それぞれ47%、44%）と高くなっています。

³ 市民後見人：親族以外の市民による後見人。認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない人の財産管理や日常生活における契約など代理して行う人。国は、成年後見制度の需要の増大に対応するため、弁護士などの専門職のみでなく、市民後見人も後見等の業務を担えるよう、市町村で市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域での市民後見人の活動を推進する取組を支援している。

高齢者の人権が守られるために必要だと思うことについては、「高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動の機会を増やす」が4割以上（43%）で最も高くなっています。



課題

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症や障害のある高齢者の増加が見込まれる中、地域の社会構造を見直し、年齢にかかわらず、地域でいきいきと暮らし続けられる社会の実現が課題です。そのためには、十分に適切な医療と介護、自立した生活を支援する体制、社会基盤とインターネット等情報基盤のバリアフリー化、地域社会の一員としての能力発揮、犯罪や災害時の被害から高齢者を守る等の視点が重要です。このような視点を軸として、家族と地域、医療や介護、社会教育や警察等の関係機関・団体が連携し、見守り、支える体制をつくり、ともに役割を果たしていくことが必要です。



施策の方向性

「大泉町高齢者保健福祉計画」に基づく保健福祉施策を推進します。

地域社会を構成する重要な一員として、高齢者が生きがいと尊厳をもって安全に安心して暮らし続けられるよう、家庭や地域、関係機関・団体等が連携して、高齢者やその家族を地域社会全体で支え、見守るシステムの構築を目指すとともに、高齢者やその家族のための相談体制をより充実させます。

高齢者の豊かな能力や知識、経験を生かした地域活動への参加や就労を支援するとともに、生きがいづくりや健康づくりのための場や機会の提供に努めます。

高齢者の人権について正しい理解と行動を身につけられるよう、教育・啓発の機会や情報提供の充実を図るとともに、異なる世代間の交流機会の充実に努めます。

4 障害のある人の人権

▶ 現状

誰もが住み慣れた地域でともに生活できる社会こそが普通（ノーマル）な社会であるという「ノーマライゼーション」の考え方に基づいた社会づくりが進められている一方で、障害のある人に対する理解や配慮はいまだ十分とはいえず、自立や社会参加が阻まれている状況が見られます。

国は、平成5年（1993年）に「障害者対策に関する新長期計画」、平成7年（1995年）に「障害者プラン」を策定し、平成23年（2011年）には「障害者基本法」の改正、平成24年（2012年）には「障害者虐待防止法」を施行しました。平成25年（2013年）には「障害者基本計画（第3次）」策定、「障害者雇用促進法」改正、「障害者自立支援法」の「障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」としての改正、「障害者差別解消法」の公布等を行うなど、障害の有無にかかわらず、互いの能力と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指しています。また、災害対策のための「災害対策基本法」を平成25年（2013年）に改正し、避難時に特に配慮を要する障害者等の円滑な避難の確保について定めました。また、国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」を平成26年（2014年）に批准し、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するとともに、障害者の人権尊重についての国際協力をさらに推進しています。

本町では、「人権尊重と福祉の町宣言」の5つの指針の一つに「障害者の人格を尊重し、持てる力を発揮できるように支援しよう。」を掲げています。本町における障害者手帳所持者数（身体障害者・療育・精神障害者保健福祉の各手帳所持者の合計）は、平成26年（2014年）に1,501人となっており、総人口の3.6%を占めています。障害者数は高齢者を中心に増加傾向にあり、重度・重複化が進んでいます。このような状況を背景に、「大泉町障害者基本計画」、「大泉町障害福祉計画」を策定し、障害の有無にかかわらず、ともに支えあう町の創造を目指しています。

町民意識調査によると、障害のある人の人権が尊重されていないと感じることについて、「就職・職場で不利な扱いを受ける」が4割以上（44%）で最も高くなっています。また、職場で障害のある人とない人が一緒に働く場合の対応について、「一緒に仕事をしてもかまわない」が約6割（57%）で突出して高く、「よい機会なので、一緒に仕事をしたい」との合計値「一緒に仕事をしたい・してもかまわない」は8割以上（82%）となっています。

障害のある人の人権が守られるために必要だと思うことについては、「障害のある人

が仕事に就ける機会をつくる」が5割以上（51%）で最も高く、次いで「障害のある人に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する」が4割以上（44%）と高くなっています。



課題

障害の有無にかかわらず、ともに学び、育ち、働き、地域社会で活躍できる社会の実現が課題です。今後、高齢者の増加に伴い障害のある人の増加と高齢化がさらに見込まれる一方、さまざまな障害に対して生活を支援する技術や考え方が新たに生まれ、現在の状況と将来を見据えた対応が求められています。

障害のある人が地域で暮らし続けるためには、経済的な自立や生活を支援する体制、社会基盤とインターネット等情報基盤のバリアフリー化、地域の一員としての能力発揮、犯罪や災害時の被害から障害のある人を守る等の視点が重要です。特に、経済的な自立を促すためには企業・団体等の事業者との連携が重要です。また、自立が困難な障害のある人の生活を支援するためには適切な医療や福祉サービスの提供が不可欠です。このような視点を軸として、家族や地域、事業者、医療や介護、社会教育や警察等の関係機関・団体が連携し、見守り、支える体制をつくり、ともに役割を果たしていく必要があります。



施策の方向性

「大泉町障害者基本計画」、「大泉町障害福祉計画」に基づく福祉施策を推進します。

地域社会を構成する一員として、障害のある人一人ひとりの能力や適性に応じて自立した生活ができるよう、事業者等の関係機関・団体と連携して安定的な雇用と働きやすい労働環境づくりを促します。また、障害のある子どもが適切な教育を受けられるよう、教育・保育機関の受入れ態勢の充実を促します。

障害のある人が生きがいと尊厳をもって安全かつ安心して暮らし続けられるよう、家庭や地域、関係機関・団体等と連携して、障害のある人やその家族を地域社会全体で支え、見守るシステムの構築を図るとともに、障害のある人やその家族のための相談体制をより充実させます。

障害のある人の人権について正しい理解と行動を身につけられるよう、教育・啓発の機会や情報提供の充実を図るとともに、地域活動などを通じた交流機会の充実に努めます。

5 外国人住民の人権

現状

日本における在留外国人数は、平成 25 年（2013 年）12 月末現在で約 207 万人となっています。また、同年に日本へ入国した外国人数は 1,125 万人以上となっており、初めて 1 千万人を超えました⁴。国は、外国人住民の利便性向上と行政サービスの合理化を図るため、外国人登録制度を廃止し、新しい在留管理制度の導入と、中長期日本に滞在する外国人住民の住民基本台帳への編入を行いました。

本町における在留外国人数は、平成 26 年（2014 年）5 月末現在で 6,239 人となっており、群馬県内の市町村では 3 番目に多く、総人口に占める割合（15.3%）は 1 割を大きく超えています⁵。国籍・地域を見ると、ブラジルが 6 割以上で特に多くなっています。このような特性を背景に本町では、言葉や文化、習慣が異なる人たちがともに安心して快適な生活が送れる「秩序ある共生のまちづくり」を目指して、ポルトガル語版の広報紙「GARAPA」⁶や多文化共生コミュニティセンターなどを活用して、外国人住民を対象に、町の情報や日本における生活のルールやマナーの案内などの情報の提供や、日本の生活習慣や文化などをさまざまな言語で伝える「文化の通訳」登録制度⁷なども実施しています。また、小中学校では日本語学級を開設して、日本語指導や適応指導を行っています。さらに、各校に日本語指導助手を配置しています。

町民意識調査によると、外国人住民の人権が尊重されていないと感じることについて、「外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており、地域社会の受け入れが十分でない」が 4 割以上（46%）で最も高くなっています。次いで「人権が尊重されていないとは感じていない」が約 3 割（29%）と高くなっています。

外国人住民の人権が守られるために必要だと思うことについては、「外国人住民の文化や生活習慣などへの理解を深める」が約 6 割（59%）で特に高くなっています。

また、平成 26 年（2014 年）4 月に実施した「町民満足度・意識調査」⁸によると、「外国の人と交流したり、交流を深めたいと思いますか」は「いいえ」（42%）が「はい」（31%）を上回っています。

⁴ 法務省入国管理局調べ。

⁵ 群馬県市町村課公表資料より。県内で在留外国人数が最も多い伊勢崎市（9,773 人）、2 番目に多い太田市（7,895 人）に次いで 3 番目に多い。総人口に占める割合は資料に基づき大泉町が独自に算出。

⁶ ポルトガル語版広報紙「GARAPA（ガラッパ）」：外国人住民にも特に知ってもらいたい情報などをポルトガル語で紹介。毎月 25 日に発行。年に数回、特集号を発行。公共施設などに配架するほか、企業やブラジル店舗、学校など各所に配布。

⁷ 「文化の通訳」登録制度：「文化の通訳」とは、日本の文化や習慣、マナーなどを正しく理解し、身近な人に伝えることのできる人を指す。多文化共生コミュニティセンターでは「文化の通訳」登録制度として、この「文化の通訳」の登録や育成を行っている。

⁸ 町内在住の 18 歳以上の男女 2,935 人を対象に、平成 26 年（2014 年）4～5 月に実施。無作為抽出方法、郵送により配布回収。回収率 28.4%



課題

互いの生活習慣や文化の違いに対する誤った理解や無関心が、それぞれの暮らしにくさや、外国人住民への差別や偏見につながります。国籍にかかわらず、地域社会の対等な構成員として互いを尊重しあえる地域づくりのために、一人ひとりの理解を促すことが必要です。

また、外国人住民が地域で安心して暮らし続けられるよう、情報提供や相談体制を充実させることが課題です。



施策の方向性

外国人住民の人権について関心を持ち、正しい理解と行動を身につけられるよう、教育・啓発の機会や情報提供、地域活動などを通じた交流機会の充実を図るとともに、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティを備えたグローバルな人材の育成を推進します。

また、地域社会の構成員として外国人住民の意見や考えを取り入れやすいしくみをつくとともに、外国人住民のための情報提供や相談体制をより充実させます。

外国人であることを理由とする差別や偏見などの人権侵害に迅速に対応し、再発の防止に努めます。

さらに、このような取組をより効果的に進めるために、国際交流や多文化共生を推進する関係機関・団体との連携強化を図ります。

6

同和問題



現状

同和問題は、日本固有の人権問題です。国は、この問題について、昭和40年（1965年）の同和対策審議会答申で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」という認識を明らかにしました。この答申には「同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともない、いつとはなく解決すると主張することには同意できない」ということも明記され、同和問題への向きあい方が示唆されています。この答申を受け、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」を制定し、その後、「地域改善対策特別措置法」を経て「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」へ移行し、この法律が失効した平成14年（2002年）3月末までの33年間にわたり、対象地域の住民の社会的、経済的地位の向上や、差別意識の解消に努めてきました。

本町では、「人権尊重と福祉の町宣言」制定にあたり、同和問題の一日も早い解消を強く意識しました。また、国の法律失効後も、それまで培った同和教育・啓発の手法を生かし、各種事業を展開するとともに、各地域公民館においても教育・啓発活動などを実施しています。

町民意識調査によると、日本の社会に「同和問題」「部落問題」などと言われる問題があることについて、「知っている」が約6割（59%）で突出して高く、「聞いたことがある」との合計「知っている・聞いたことがある」は8割以上（83%）となっています。現在問題となっていると思う同和問題については、「結婚に周囲が反対する」が5割（50%）で高くなっています。また、日頃から親しくつきあっている友人や職場の人が同和地区出身の人であるとわかったときにどう考えるかについて、「これまでと同じように、親しくつきあっていく」が7割（70%）で突出して高くなっています。

同和問題についてどう考えるかについては「人間の自由や平等などにかかわる問題なので、みんなで考えるべきだ」が約4割（37%）で最も高く、「正しい知識を得るために、同和問題について学びたい」も約1割（11%）見られます。また、同和問題を解決するために必要だと思うことについては、「同和問題が正しく理解されるよう、教育・啓発活動を推進する」が5割以上（51%）で特に高くなっています。しかし、その一方で、同和問題について「あまりさわがず、そっとしておくのが良い」が約2割（17%）で、「非常に難しい問題なので、できるだけ避けていきたい」「特に関心がない」（ともに6%）といったものも見られます。また、同和問題の認知度については年代差が見られ、若い世代で低くなっています。



課題

誤った理解や考え方、無関心が同和問題解決の障壁となっています。正しい情報を得て正しく理解すること、さらに、誤った理解や考え方と出会った時にその誤りに巻き込まれることなく勇気を持って行動できることが重要です。

子どもから大人まで、同和問題を正しく理解し、行動できる町民を育てることが課題であり、年代によって同和問題に対する認知度に差が見られることを踏まえ、学校教育と社会教育それぞれの担うべき役割を強く認識することが必要です。



施策の方向性

同和問題について認識を高め、正しい理解と勇気ある行動を身につけられる子どもと大人をともに育てられるよう、学校教育と社会教育それぞれで計画的に教育・啓発に取り組みます。また、学校教育と社会教育を連携させた、教育・啓発の機会や情報提供の充実を図ります。

結婚や就職、差別的な発言や表現など、同和問題にかかわる事象の監視を強化するとともに、関係機関・団体等と連携して適切な対応を図ります。

7 インターネットによる人権侵害



現状

国内のインターネット利用人口は年々増加しており、平成 24 年（2012 年）末で約 9,652 万人となっています。人口普及率は約 8 割となっており、インターネットは私たちの暮らしに欠かせないものとなっています⁹。しかし、インターネット上では匿名による書き込みが可能なことを悪用した個人の名誉棄損やプライバシーの侵害、差別の助長など、人権を侵害するさまざまな問題が起きています。

国は、平成 14 年（2002 年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を施行し、インターネット上で個人の名誉や著作権の侵害があった場合にプロバイダー¹⁰等が負う損害賠償責任の制限や、発信者情報の開示を請求する権利を規定しました。また、平成 17 年（2005 年）に「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」を全面施行するとともに、これを踏まえて「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」を改定するなど、インターネットによる人権侵害への対策を推進しています。平成 21 年（2009 年）には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」を施行し、子どもたちが安心してインターネットを利用できる環境づくりを推進しています。

本町では、平成 19 年（2007 年）に「大泉町個人情報保護条例」を施行し、行政機関が保有する個人情報について、適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益の保護を図っています。また、「大泉町情報セキュリティポリシー」を必要に応じて見直し、情報セキュリティ対策を積極的に推進しています。

町民意識調査によると、現在起きていると思うインターネットによる人権侵害の問題について、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など人権を侵害する情報が掲載されている」が 6 割以上（63%）で最も高く、次いで「知らないうちに個人のプライバシーが侵害されるような画像が存在する」「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」の 2 項目が約 5 割（それぞれ 48%、47%）と高くなっています。

インターネットによる人権侵害を解決するために必要だと思うことについては、「プロバイダーなどに対し人権を侵害する表現や情報の削除を求める」が約 6 割（57%）で最も高く、次いで「利用者やプロバイダー等へのプライバシーや名誉の教育・啓発活動の推進」が約 5 割（49%）と高くなっています。

⁹ 総務省「平成 24 年通信利用動向調査」。インターネット利用人口は、この調査で得られた 6 歳以上のインターネット利用率に 6 歳以上の推計人口を乗じて算出した推計値。人口普及率は、インターネット利用人口が 6 歳以上の推計人口に占める割合。

¹⁰ プロバイダー：インターネットに接続するためのサービスを提供する事業者。



課題

匿名でのやり取りであっても、インターネット上の情報の向こうに、互いに思いや
るべき相手がいること、インターネット上に掲載した情報によって深刻な人権侵害が
起こりうること、さらに誰もが犯罪の被害者にも加害者にもなりうることを、インテ
ルネットを利用するすべての人が強く認識できるよう促すことが必要です。

特に学校教育においては、家庭と地域との連携により、さまざまな学習機会をとら
えて、個人の責任や情報モラルなどの教育の充実が重要です。また、それを支えられ
る能力を子どもたちの保護者や指導者をはじめとする大人が身につけることが重要で
あり、学校教育、社会教育の両方で情報モラル教育をさらに推進することが課題です。



施策の方向性

学校教育と社会教育において、子どもから大人まですべての世代に対する情報モラ
ルの教育・啓発をさらに推進します。

子どもたちが、確かな人権感覚に基づいてインターネットを利用した情報活用を学
ぶ機会の充実を図ります。

プロバイダー等の情報サービス事業者や警察等の関係機関・団体と連携して、人権
を侵害する情報の監視と迅速な対応の強化を図ります。

8 HIV 感染者・ハンセン病患者等の人権



現状

感染症を克服するための研究や医療技術、衛生環境の進歩、予防方法の周知などにより、これまで多くの感染症が克服されてきました。しかし、HIV（エイズウイルス）¹¹やハンセン病¹²など一部の感染症についてはその治療法や予防法、感染のしくみについての正しい理解が未だ十分にされているとはいえ、誤った理解や無関心により、感染者や患者、元患者やその家族等への差別、偏見、プライバシーの侵害などの人権問題が起きています。

国は平成 11 年（1999 年）に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、平成 21 年（2009 年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を施行するなど、感染症患者や元患者、その家族などに対する差別や偏見の解消を目指した啓発活動を行っています。

本町では、県発行のリーフレットや啓発冊子を通じて、HIV 感染者やハンセン病患者に対する差別や偏見を解消し、理解を深めるために周知を行っています。

町民意識調査によると、HIV 感染者やハンセン病患者などの人権が尊重されていないと感じることについて、「結婚を断られたり、離婚を迫られたりする」「職場や学校で不利な扱いを受ける」の 2 項目が 3 割以上（それぞれ 34%、31%）と高くなっています。HIV 感染者やハンセン病患者などの人たちの人権が守られるために必要だと思うことについては、「疾病や感染予防に関する正しい知識を普及する」が 7 割以上（73%）で突出して高くなっています。

¹¹ HIV（エイズウイルス）：HIV への感染後に免疫力の低下とそれに伴う病気の発症に至ったものが AIDS（後天性免疫不全症候群）。日本では昭和 60 年（1985 年）に初めて AIDS 患者が報告されて以降、HIV 感染者数、AIDS 患者数は増加を続けている。しかし、正しい知識とそれに基づく個人の注意深い行動によって、多くの場合 HIV への感染を予防することが可能。また、近年では治療薬の開発が飛躍的に進み、早期に治療を受けることで AIDS の発症を遅らせることが可能となっている。

¹² ハンセン病：「らい菌」という細菌への感染による。らい菌の感染力は弱く、さらに感染しても発病することはまれで、現在では治療方法が確立しており、万一発病しても、適切な治療によって治癒が可能。遺伝しないことがわかっている。新たな患者は国内では年間 0～数名にとどまっており、治療によって治癒する。治療が遅れると指や手足などに知覚麻痺や変形といった後遺症となることがある。かつて適切な治療法が確立されていない時代には隔離政策がとられ、平成 8 年（1996 年）に廃止されるまで続いた。県内には、全国に 13 か所ある国立の療養所の一つ国立療養所栗生楽泉園（草津町）がある。



課題

感染症についての誤った理解や無関心が、感染者や患者、元患者、さらにその家族などに対する差別や偏見につながります。身近に感じられないことであっても、解決すべき重要な人権課題であることを認識し、正しく理解することが課題です。

また、医療や衛生面での進歩により、情報や認識が従来とは異なることがあるため、最新の情報を正確に伝えられる体制をつくることも必要です。さらに、感染の予防や早期発見を図るため、性教育を含めた正しい知識の普及啓発活動の推進が課題です。



施策の方向性

感染者や患者、元患者やその家族などが安心して治療を受けたり、地域社会において自立した生活ができるよう、国や県、医療・保健福祉機関などの関係機関・団体等との連携による相談体制をより充実させます。

感染症等について正しい理解と行動を身につけられるよう、学校教育と社会教育における教育・啓発の機会や情報提供の充実を計画的に図ります。また、最新の情報を正確に伝えられるよう、情報提供体制を充実させます。

9 その他さまざまな人権

犯罪被害者等の人権



現状と課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症、仕返しへの不安、日常生活への影響などによって、精神的、肉体的、経済的に苦しめられるだけでなく、中傷や無責任なうわさ等によって名誉を傷つけられたり、プライバシーが侵害されるなどの二次的被害を受けることがあります。

このような二次的被害の苦しみについて理解し、被害者の立場や気持ちに配慮できるような教育・啓発が課題です。また、犯罪被害者やその家族の一次的被害からの回復と二次的被害の防止のために、学校、医療・保健福祉機関、警察や消防、メディア、支援団体等の関係機関・団体との連携により、地域全体で守り、支える体制づくりを推進することが課題です。また、子どもが犯罪被害者やその家族である場合、特に注意深い対応が必要です。

刑を終えて出所した人の人権



現状と課題

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人、さらにその家族に対する差別や偏見は根強く、本人の更生意欲にかかわらず、住居の確保、雇用、結婚などが困難となる場合があるなど、社会復帰や社会参加の大きな妨げとなっています。

刑を終えて出所した人が、地域社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の謝罪や被害回復に向けた努力、強い更生意欲が必要であるとともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が大切です。そのため、刑を終えて出所した人に対する差別や偏見を解消するための教育・啓発とともに、本人の自立を支援する体制づくりが課題です。

ホームレスの人権



現状と課題

著しい社会経済情勢や雇用情勢の変化の中で、自立した生活をする意欲がありながら、やむを得ない理由で野宿生活を余儀なくされている人々が、嫌がらせや暴力を受けるなど、ホームレスに対する人権侵害が問題となっています。

国は、平成14年（2002年）に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」を制定し、平成15年（2003年）には同法に基づく「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」を策定しました。

ホームレスの人権についての教育・啓発を推進するとともに、ホームレスの相談・支援体制を充実させることが課題です。

性的指向を理由とする人権侵害



現状と課題

性的指向とは、性的意識や恋愛感情がどのような対象に向かうのかを示す概念です。具体的には、異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性愛（ホモセクシュアル）、両性愛（バイセクシュアル）を指します。このうち同性愛者、両性愛者は少数派であるがために周囲から理解されにくく、性的指向を理由にした差別や偏見に苦しむ人々がいます。そのため、同性愛者、両性愛者であるということの表明（カミングアウト）がされにくく、人権侵害の実態がわかりにくくなっています。

性的指向を理由とする差別や偏見を解消するための教育・啓発を推進するとともに、日常生活におけるさまざまな問題に対する相談体制の充実が課題です。

性同一性障害のある人の人権



現状と課題

性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）の不一致によって社会生活に支障がある状態をいいます。からだとこころの性の食い違いに悩みながら、心ない好奇の目にさらされるなど、差別や偏見に苦しむ人々があります。

国は、平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」を施行し、性同一性障害のある人で一定の条件を満たす場合には、戸籍上の性別変更ができるようになりました。しかし、性同一性障害のある人に対する理解は十分とはいえず、根強い差別や偏見が生じています。また、先天的に身体上の性別が不明瞭であること（インターセックス）などを理由とする差別や偏見も問題となっています。

同性愛者、両性愛者なども含めて、いわゆる性的マイノリティ（少数者）の人々への差別や偏見を解消するための教育・啓発を推進するとともに、性的マイノリティの人々の日常生活におけるさまざまな問題に対する相談体制の充実が課題です。

新たな人権課題



現状と課題

情報通信技術の進展、移動交通手段の発達、経済市場の国際的な開放や競争、地球温暖化の進行など、社会経済情勢や自然環境の著しい変化は、人々の価値観や暮らし方に大きな影響を与えています。このような著しい変化や平常時とは異なる状況などにより、従来の知識や理解では対応が難しい新たな人権問題・課題が生まれています。

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災は、地震と津波に加え福島第一原子力発電所の事故を引き起こしました。その影響は多くの地域と人々に及び、放射性物質に関する風評被害、避難先での差別的扱いなどの人権問題が生じています。

また、従来から認識されていた人権問題・課題についても、より慎重な対応や新たな解決の視点が求められています。

このような新たな人権問題・課題について正しく理解し、迅速かつ適切に対応することが必要です。そのために、国や県をはじめとする関係機関や民間の活動団体等との情報交換、連携・協力体制の強化を図り、人権教育・啓発につなげることが課題です。

第5章 人権にかかわりの深い職業に従事する人 たちに対する計画の推進

1 町職員

町職員の一人ひとりが、基本的人権の尊重への理解、さまざまな人権問題についての見識を深め、あらゆる差別や偏見などの人権侵害から町民を守り、その解消に努めなければなりません。

そのために、職員を対象とする人権についての研修機会の充実を図るとともに、知識と対応能力の向上を促します。また、率先して人権問題の解決を図るべき立場にあるという自覚を持ち、人権教育・啓発の推進に努めます。

2 学校教育・子育て支援・社会教育関係者

学校教育・子育て支援や社会教育関係者は、さまざまな人権問題について、豊富な知識と正しい理解を持つとともに、高い意欲と指導力で、学校や子育て支援機関、地域社会において質の高い人権教育・啓発に努める責務を担っています。

そのために、これを実践する組織運営や、意欲と指導力が向上されるよう、人権についてのより高度な研修機会の充実を図ります。また、家庭、学校や子育て支援機関、地域社会との連携や交流の機会の充実を促します。

3 医療・保健福祉関係者

医療や保健福祉、介護サービスの関係者は、患者や利用者、その家族の人権について理解を深め、正しく行動しなければなりません。

そのために、関係機関・団体等を通じて医療・保健福祉関係者に対する人権教育・啓発の推進を促すとともに、自主的な取組を支援します。また、患者や利用者の身体的・精神的虐待やプライバシーの侵害の予防と早期解決を促します。

4 メディア関係者

新聞、テレビ、ラジオ、雑誌などのマスメディアやインターネットによってもたらされる情報が社会に及ぼす影響は大きく、メディア等を活用した人権教育・啓発の推進は大変重要です。しかしその一方で、深刻な人権侵害が起きる危険性もはらんでおり、人権への意識を常に高く持ち続けることが必要です。

そのために、関係機関・団体等を通じてメディア関係者に対する人権教育・啓発の推進を促すとともに、自主的な取組を支援します。また、プライバシーの侵害や誤った報道など、人権侵害を助長する情報を監視し、人権に配慮した表現や活動を促します。

5 その他

町民の生命や身体、財産などの保護などを職務とする警察官や消防職員、業務を通じて直接または間接的に町民と接する国や県の行政職員などは、高い人権意識を持って住民とかかわることが求められることから、さらなる人権教育・啓発の推進を促します。

第6章 計画の推進体制

1 推進体制

本計画に基づいて、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するために、全庁体制の推進組織として設置した庁内機関「大泉町人権教育・啓発推進会議」のもと、関係部局との連絡調整を図りながら、各種人権施策を積極的に推進します。

また、本町の人権対策に関する第三者諮問機関として設置した「大泉町人権対策審議会」によって、人権が尊重されるまちづくりを総合的な視点で推進するとともに、人権問題への対策について迅速な対応を図ります。

2 関係機関等との連携体制

庁内機関「大泉町人権教育・啓発推進会議」と第三者諮問機関「大泉町人権対策審議会」を本計画の推進体制の核として、国や県などの関係機関・団体、各行政区、教職員、医療機関、警察、消防、メディア、企業・団体等、考え得るあらゆる分野の機関・団体等との連携を検討するとともに、ネットワークを構築して、その活用を図ります。

3 相談体制

町民がいつでも安心して相談できるよう、利用しやすい相談窓口の整備に取り組むとともに、町職員の対応能力向上に努めます。

また、人権に関するあらゆる相談に対応できるよう、人権擁護委員や関係機関・団体等との密接な連携・協力を図り、迅速かつ的確に対応できる体制づくりに取り組みます。

第7章 資料

1 世界人権宣言

世界人権宣言（仮訳文）

1948年12月10日 国連総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の

権利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

2 日本国憲法（抜粋）

日本国憲法（抜粋）

（昭和二十一年十一月三日憲法）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第三章 国民の権利及び義務

（国民たる要件）

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

（基本的人権）

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界)

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(略)

(奴隷的拘束及び苦役の禁止)

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護)

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務)

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止)

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(略)

(基本的人権の由来特質)

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年十二月六日法律第四百十七号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

4 人権尊重と福祉の町宣言

人権尊重と福祉の町宣言

平成6年5月20日

告示第32号

人は、みな個人として尊重されなければならない。

幸福追求の権利は、何人に対しても自由にして平等に与えられた基本的人権である。

わたくしたち大泉町民は、相互の理解と協力によりすべての者が、人権を尊重され人間らしく健康で文化的な生きがいのある生活ができるよう次の事項を指針として、真に自由にして平等な明るい町づくりを進めることを誓い、ここに「人権尊重と福祉の町」を宣言する。

- 1 人権を尊重し、支えあう力と心のぬくもりで、みんなにやさしい町にしよう。
- 2 高齢者をうやまい、健康で生きがいのある生活に手をかそう。
- 3 障害者の人格を尊重し、持てる力を発揮できるように支援しよう。
- 4 病弱者にやさしく接し、心の友となろう。
- 5 子供たちを愛し、心身ともに健やかに育てよう。

5 大泉町人権対策審議会設置条例

大泉町人権対策審議会設置条例

平成15年3月20日

条例第4号

(設置)

第1条 町民一人一人の基本的人権が尊重され、人種、信条、性別、社会的身分、門地、障害等による不当な差別その他の人権侵害のない、明るい町づくりの総合的な推進に寄与するため、大泉町人権対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、人権対策に関する重要事項に関し、町長の諮問等に応じ、調査及び審議するほか、必要あるときは建議することができる。

(委員の委嘱)

第3条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、さまざまな人権問題に関し識見を有する者の中から、町長が委嘱する。

(委員の定数)

第4条 委員の定数は、20人以内とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員の生じたときは、補欠委員を委嘱することができる。

3 補欠によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た事項を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(大泉町同和対策審議会設置条例の廃止)

2 大泉町同和対策審議会設置条例(昭和48年大泉町条例第25号)は、廃止する。

附 則(平成18年3月14日)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月14日)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

6 大泉町人権対策審議会委員名簿

NO	氏 名	備 考
1	岩崎 正男	会 長
2	金井 健	
3	高橋 由美子	
4	菅田 斌之	
5	神長 泰弘	
6	中本 勇一	
7	山口 武雄	
8	松野 和之	
9	権田 英二	
10	田中 賛	副会長
11	柴崎 誠一	

審議会委員任期 ～平成28年8月31日まで

7

大泉町人権教育・啓発推進会議設置要綱

大泉町人権教育・啓発推進会議設置要綱

平成26年4月8日決裁

(設置)

第1条 大泉町人権教育・啓発に関する基本計画(以下「計画」という。)の策定及び推進について、関係部局による密接な連携及び協力を図るため、大泉町人権教育・啓発推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) その他計画について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、企画部長をもって充て、副会長は教育部長をもって充てる。

- 2 会長は、推進会議の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員に資料の提出を求め、又は会議に関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、企画部国際協働課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

企画部長
教育部長
総務課長
安全安心課長
広報情報課長
国際協働課長
福祉課長
高齢福祉課長
子育て支援課長
国保介護課長
健康づくり課長
住民課長
商工振興課長
学校教育課長
生涯学習課長

大泉町人権教育・啓発に関する基本計画

平成 27 年 3 月

発行：大泉町

編集：企画部 国際協働課

〒370-0523 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田 2011 番地の 1

大泉町公民館南別館

TEL 0276-55-3700

FAX 0276-55-3701
